

農業競争力強化農地整備事業実施要領

制定 平成30年 3月30日付け29農振第 2605 号
平成30年 3月30日付け29生畜第 1500 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2335 号
令和 7 年 4 月 1 日付け 6 畜産第 3601 号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事
㈱日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖縄振興開発金融公庫理事長

} 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省畜産局長

第 1 趣旨

本事業の実施に当たっての運用については、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業の内容

- 1 要綱第 2 の 1 の農地整備事業（以下「農地整備事業」という。）に係る運用は、別紙 1 によるものとする。
- 2 要綱第 2 の 2 の実施計画等策定事業（以下「実施計画等策定事業」という。）に係る運用は、別紙 2 によるものとする。
- 3 要綱第 2 の 3 の草地畜産基盤整備事業（以下「草地畜産基盤整備事業」という。）に係る運用は、別紙 3 によるものとする。
- 4 要綱第 2 の 4 の農村環境計画策定事業（以下「農村環境計画策定事業」という。）に係る運用は、別紙 4 によるものとする。
- 5 要綱第 2 の 5 の農業基盤整備促進事業（以下「農業基盤整備促進事業」という。）に係る運用は、別紙 5 によるものとする。

第 3 計画の作成

- 1 要綱第 5 の農業競争力強化基盤整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、別記様式により作成するものとする。
 - (1) 国営事業関連区分
 - (2) 農地集積促進区分

(3) 高付加価値化等促進区分

- 2 要綱第5の畜産基盤整備計画は、別紙3に定めるところにより作成するものとする。
- 3 要綱第5の農業基盤整備計画は、別紙5に定めるところにより作成するものとする。

第4 採択要件

第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に定めるところによるほか、農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 第3の1の(1)の国営事業関連区分により事業を実施する場合にあっては、当該事業が国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体的に事業を行うことで事業効果を高めるものであること。
- 2 第3の1の(2)の農地集積促進区分により事業を実施する場合にあっては、別紙1第6の1の(2)に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下「促進計画」という。）の目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）の別紙2に規定する畑作物）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合にあっては80パーセント以上、それ以外の場合にあっては50パーセント以上となることが確実と見込まれるものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別紙1によるものとする。
- 3 第3の1の(3)の高付加価値化等促進区分により事業を実施する場合にあっては、高収益作物の導入・生産拡大、集落営農組織等の設立・法人化又は農業用施設や地域活性化施設を用途とする用地を創出するものであること。
- 4 農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業を総合的に施行する場合にあっては、それぞれの事業の受益面積の重複がおおむね30パーセント以上であること。

第5 事業の審査

要綱第7の2の審査については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づく事業を実施する場合には、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

- 1 事業の実施が技術的に可能であること。
- 2 事業の効果が費用を償うものであり、かつ、周辺地域に波及する見込みがあること。
- 3 食料・農業・農村基本計画又は地域農業の方向に沿ったものであること。
- 4 農地の排水条件等に沿った整備であること。
- 5 水利権その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。

- 6 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。
- 7 用水及び排水の計画基準が適正であること。
- 8 工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。
- 9 地域の環境との調和に配慮されていること。

第6 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに要綱第7に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限りではない。
 - (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
 - (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

第7 その他

- 1 第3及び別紙1から別紙5までの規定に基づき作成及び保管すべき書類のうち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 2 別紙1の別表1の区分1の事業、別紙3の事業（第10の表の事業実施計画策定及び農機具等導入のうち牧場用機械施設整備を除く。）並びに別紙5の別表1の区分1の（1）から（6）までの事業及び区分2の（1）から（10）までの事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
- 3 2に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は2の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別紙 1 の第 3 の 3 の耕作放棄地型については、令和 2 年度以降の新規採択を行わないものとする。なお、令和元年度以前に採択され、令和 2 年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農村地域復興再生基盤整備総合整備事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2170 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であって、令和 3 年度以降も実施する必要がある地区については、要綱第 7 の申請及び採択が行われたものとみなす。

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号、平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生畜第 1500 号農村振興局長・畜産局長連名通知）別紙 1 の第 3 の 2（2）の規定により実施されている中山間地域型について、令和 3 年度以前に採択され、令和 4 年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。
- 3 令和 4 年度において、別紙 2 に規定する実施計画等策定事業を、別紙 2 第 5 の 1（2）に規定する中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域又は輸出事業計画策定地域における地区において実施しようとする場合又は別紙 2 第 5 の 2 に規定する実施時期において換地等調整事業を実施しようとする場合、別紙 2 第 6 の 1 の事業採択申請書等の提出期限は、別紙 2 第 6 の 1 の規定にかかわらず、令和 4 年 10 月末日までとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 の改正規定は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領別紙 1 の第 3 の 2（2）の規定により実施され

ている中山間地域型について、令和３年度以前に採択され、令和５年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

- 3 この通知による改正前の本要領別紙１の第２の３（５）及び別紙５の第９の３（１）のイに規定されている中心経営体については、令和７年３月３１日までの間、なお従前の例によることができるものとする。
- 4 この通知による改正後の本要領別紙２に規定する実施計画等策定事業を、別紙２第５の１（３）に規定するスマート農業に取り組む地区において実施しようとする場合又は別紙２第５の２に規定する実施時期において換地等調整事業を実施しようとする場合、別紙２第６の１の事業採択申請書等の提出期限は、別紙２第６の１の規定にかかわらず、令和５年１０月末日までとする。
- 5 この通知による改正後の本要領別紙５の定額単価については、令和５年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和４年度当初予算以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 農業競争力強化農地整備事業実施要領の一部改正について（令和３年４月１日付け２農振第３７１４号・２生畜第２３６５号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）による改正前の別紙１－１の第３の４の規定により実施されている中山間傾斜農地型について、令和２年度以前に採択され、令和３年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正後の第４の２、第５の３及び４、様式２並びに別紙１の第２の３、第５の１の（２）及び（３）、第５の２の（１）のイ及びウ、第５の４、第９の１の（２）、（８）及び（９）、別表２及び別表３並びに別記様式第７号の２の（４）については、令和６年度以降に本事業の実施に向けた計画策定に着手する地区（別紙２に定める実施計画等策定事業又はこれに類する事業を行う地区をいう。国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業等の地区調査に着手する地区をいう。）又は令和９年度以降に採択する地区（国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業等を採択する地区をいう。）について適用し、その他の地区については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正後の別記様式並びに別紙１の第２の３、別記様式第３号及び別記様式第７号並びに別紙３の第５の１の（４）のオについて、令和６年度以前に要綱第７の申請が行われた地区については、なお従前の例によることができる。
- 3 この通知による改正後の別紙２の第５の１の（４）に規定する地区において、

実施計画策定事業又は経営体育成促進換地等調整事業の令和 7 年度採択を希望する場合、事業採択申請書等の提出期限は、別紙 2 第 6 の 1 の規定にかかわらず、令和 7 年 10 月末日までとする。

(別記様式)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画 (国営事業関連区分・農地集積促進区分・高付加価値化等促進区分)																																				
事 項	内 容																																			
1 地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：																																			
2 地区における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現況及び問題点 ・整備状況（前歴事業等）																																			
3 地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等																																			
4 方針等 (区分に応じた取組方針等を記載)	(国営事業関連区分) ・関連する国営事業の整備状況 (農地集積促進区分) ・担い手への農地利用集積方針 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>担い手数</th><th>担い手の経営等農用地面積 (ha)</th><th>担い手農地利用集積率 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>事業開始時</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度時</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>増加ポイント</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (高付加価値化等促進区分（地域雇用創出型）) ・営農展開方向 ※高収益作物の導入・生産拡大を行う場合は、導入・生産拡大予定の高収益作物（名称、面積等）を記載 ※集落営農組織等の設立（法人化）の場合は、設立（法人化）予定の集落営農組織の概要（組織の概要、法人化予定、構成員、組織図等） ・高付加価値化等に向けた取組方針 ※高収益作物の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、ブランド化（環境保全型農業の取組を含む。）等の方針を記載 ・雇用創出に向けた取組方針 ※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載（青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その旨も記載） (高付加価値化等促進区分（地域活性化用地創出型）) ・用地創出の概要 <table border="1"><thead><tr><th>用地名</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>用途</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>面積(ha)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ・創出する用地の位置（図面） ・創出した用地を活用した農業の高付加価値化等による地域活性化方策						担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)	事業開始時				基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度時				増加ポイント				用地名					用途					面積(ha)				
	担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)																																	
事業開始時																																				
基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度時																																				
増加ポイント																																				
用地名																																				
用途																																				
面積(ha)																																				
5 生産基盤整備の内容	・基盤整備計画 <table border="1"><thead><tr><th>事業種</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>事業別面積(ha)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>					事業種						事業別面積(ha)						備考																		
事業種																																				
事業別面積(ha)																																				
備考																																				
6 営農、集積、高付加価値化等への支援体制	・支援体制図																																			

別紙 1（農地整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

要綱第 2 の 1 に掲げる農地整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 農地所有適格法人等 農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

なお、基幹ほ場 3 作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する 3 つの作業とし、畑作にあつては（１）、（３）又は（４）のうち農業者が主なものとして選択する 2 つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

- （１）耕起
- （２）代かき
- （３）田植え又は播種
- （４）収穫

3 担い手 地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者であつて、次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

なお、目標地図に位置付けられた者には、要綱第 3 の 2 のただし書きに規定されている原子力被災 12 市町村及び令和 6 年能登半島地震の被災市町村にあつては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）2 の（１）の実質化された人・農地プランをいう。）に位置付けられた中心経営体を含むものとする。

- （１）認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に基づき、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であること。
- （２）認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。以下同じ。）であること。
- （３）集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。以下同じ。）であること。

- (4) 市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下同じ。）であること。
 - (5) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。
- 4 中山間地域 次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。
- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島
 - (2) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域
 - (3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域
 - (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域
 - (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
 - (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
 - (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）
 - (8) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
 - (9) (1) から (8) までに掲げる地域に準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域
- 5 集約化 同一の担い手の経営等農用地であって、1ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール。都道府県知事があらかじめ各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有していることをいう。

まとまりを有する農地とは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの
- (3) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- (4) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- (5) 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの
- (6) その他当事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

第3 事業の内容

農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1 経営体育成型

- (1) 生産基盤整備事業（別表1の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下同じ。）の事業種類の欄の（3）又は（5）に掲げるものを実施するもの
- (2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（7）までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの
- (3) （1）又は（2）の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

2 中山間地域型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（3）又は（5）に掲げるものを中山間地域において実施するもの
- (2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（7）までに掲げるもののうち2以上を総合的に中山間地域において実施するもの
- (3) （1）又は（2）の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に中山間地域において実施するもの

3 国営流域治水対策型

国営農地再編整備事業等（国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）又は国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる事業をいう。以下同じ。）と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（4）又は（5）に掲げる事業

4 国営事業促進型

国営農地再編整備事業等と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（2）に掲げる事業

5 共通事項

- (1) 埋蔵文化財調査事業（別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の（5）の事業をいう。以下同じ。）

埋蔵文化財調査事業とは、別表の区分の欄の１の（３）から（７）までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表１の区分の欄の１の（１）及び（２）に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

（２）営農環境整備事業（別表１の区分の欄の３の事業をいう。以下同じ。）

ア 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

イ 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

エ 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

（ア）農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって農地整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

（イ）地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、農地整備事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

（ウ）農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

（エ）農業施設の撤去又は移転であって、農地整備事業の効率が高められ、かつ、農地整備事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね１０戸以上、かつ、末端の受益戸数が２戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

（３）農業経営高度化支援事業（別表１の区分の欄の４の事業をいう。以下同じ。）

ア 高度土地利用調整事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（１）の事業をいう。以下同じ。）のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。

（ア）農業経営高度化支援事業の啓発普及

（イ）農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

(エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農地集積促進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（２）の事業をいう。以下同じ。）又は耕地利用高度化推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（３）の事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導

イ 高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等（別紙１別表１の区分の欄の１から３までの事業をいう。以下同じ。）の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあっては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 関係農家の意向調査活動

(イ) 土地利用調整活動

(ウ) 農地流動化についての関係機関との調整活動

(エ) 農業機械の利用再編に関する活動

(オ) 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

(カ) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

(キ) その他農地流動化に係る調査・調整活動

エ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

オ 農地集積促進事業の実施に当たっては、担い手への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

カ 耕地利用高度化推進事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

(イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え

(ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

(エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

(オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

(カ) 転作後に必要な田面整地作業

(キ) その他農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

(ク) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

キ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

ク 水田貯留機能向上支援事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（４）の事業をいう。以下同じ。）のうち、指導事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 本事業の啓発普及

(イ) 本事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 本事業の総合的な実施のための関係機関との調整

- (エ) 調査・調整事業に関する助言又は指導、水田貯留機能向上推進事業に関する助言又は指導
 - (オ) 水田貯留機能向上の取組導入のための技術研修
 - (カ) 水田貯留機能向上の取組を広めるための調査・普及活動
 - (キ) その他水田貯留機能向上の取組に関する指導等の活動
- ケ 水田貯留機能向上支援事業のうち、調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。
- (ア) 関係農家の意向調査活動
 - (イ) 水利用・土地利用・作付調整活動
 - (ウ) 関係機関との調整活動
 - (エ) 水田貯留機能向上の取組導入のための広報活動、研究会等の開催
 - (オ) 研究機関等の助言指導を受けて行う水田貯留機能向上に関する活動
 - (カ) 水田貯留機能向上の取組の実施計画策定に関する活動
 - (キ) その他水田貯留機能向上の取組に係る調査・調整活動
- コ 水田貯留機能向上支援事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。
- サ 水田貯留機能向上推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（５）の事業をいう。以下同じ。）の内容は、次のとおりとする。
- (ア) 水田貯留機能を向上するための畦畔の整備
 - (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替
 - (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
 - (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
 - (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
 - (カ) 安定的な排水機能を維持するための排水改良
 - (キ) 水田貯留の支障となる湧水処理及び不陸均平
 - (ク) その他水田貯留機能の向上に必要な条件整備等
- シ 水田貯留機能向上推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。
- （４）事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、農地整備事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

第４ 事業実施主体

農地整備事業に係る要綱第４の農村振興局長等が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

- １ 農地整備事業の事業実施主体は、２から６までに定める場合を除き、都道府県とする。
- ２ 高度土地利用調整事業のうち指導事業の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。
- ３ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業及び水田貯留機能向上支援事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。

- 4 農地集積促進事業及び水田貯留機能向上推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。
- 5 耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。
- 6 交換分合（農業生産基盤整備附帯事業の事業種類の欄の（３）の事業をいう。）の事業実施主体は、市町村、土地改良区、農地中間管理機構、農業委員会又は農業協同組合とし、都道府県知事と協議して実施するものとする。

第５ 採択要件

農地整備事業に係る要綱第６の１の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

１ 経営体育成型

- （１）生産基盤整備事業の事業種類の欄の（１）から（６）までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね 20 ヘクタール以上であること。受益面積の確認に当たっては、受益地が地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とするが、次に掲げる要件を全て満たす場合はこの限りでない。

ア 農業委員会等の関係機関と十分に調整した上で、別記様式第１号により集約化を進める基本的な方針が事業実施地区に係る市町村により策定されていること。

イ 事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域（以下「営農区」という。）の規模の合計が 60 ヘクタール以上であること。

ウ 農業委員会その他事業と密接な関係を有する団体の意見を聴いた上で、別記様式第２号により農用地集積加速化整備構想が地域の農業者や市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業関係者等により策定されていること。

- （２）アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ別表２の区分の欄の１に示すとおり増加することが確実に見込まれること。

イ 促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化された農地面積の割合（以下「担い手農地集約化率」という。）が、事業開始時に比べ別表２の区分の欄の２に示すとおり増加することが確実に見込まれること。

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

- （ア）事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実に見込まれること。

ａ 農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱第７に基づき交付金の交付を受ける農業者（以下「経営所得安定対策の加入者」という。）となる農地所有適格法人が設立されることが確実に見込まれること。

ｂ 農地所有適格法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第 23 条第 7 項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。

- (イ) 促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める（ア）の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙 2 に規定する畑作物）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね 8 割以上の場合にあっては 80 パーセント以上、それ以外の場合にあっては 50 パーセント以上となることが確実と見込まれること。
- (3) 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。
- (4) 農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において担い手農地利用集積率が 55 パーセント以上となること。
- (5) 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、第 6 の 6 に示す水田貯留機能向上計画が都道府県、市町村や土地改良区等の農業関係者等により策定されており、受益面積の 50 パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域であること。
 - ア 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの
 - (ア) 流域治水プロジェクトの推進について（令和 2 年 6 月 10 日付け国水河計第 16 号・国水環第 26 号・国水治第 30 号・国水下事第 19 号・国水下流第 12 号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）
 - (イ) 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和 2 年 10 月 27 日付け国水河計第 39 号・国水環第 61 号・国水治第 85 号・国水下事第 38 号・国水下流第 26 号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）
 - イ 治水協定（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
 - ウ 地方公共団体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの
- (6) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なものうち、担い手又は農地所有適格法人等への農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りでない。

- (7) 区画整理事業（生産基盤整備事業の事業種類の欄の（3）の事業をいう。）によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール（第2の4の（1）、（3）、（5）及び（8）に規定する地域において行うものにあつては、20アール。）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2/3以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域（次のいずれかに該当する区域）については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。また、高付加価値農業施設移転等事業（別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の（2）の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下同じ。）を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあつては、上記にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。

- ア 畑作についての営農計画が樹立されている区域（畑地、樹園地、田畑輪換区域等）
イ 30アール以上の区画とすることによって土層の厚さが30cm以下となり不良土層（基岩、盤層、礫層、泥炭層等）の出現のおそれのある区域
ウ 30アール以上の区画とすることによって田差がおおむね1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域
エ 30アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化（地下水層の切断等）させる区域

- (8) 農道整備事業（生産基盤整備事業の事業種類の欄の（2）の農道整備事業をいう。）において整備する事業実施地区外の関連農道については、次の要件を満たすものとする。

- ア ほ場と集落及び既設基幹道路等を連結するものであること。
イ 1路線の延長がおおむね500m未満であること。
ウ 連絡する農道の幅員は、おおむね5m以上であること。

2 中山間地域型

- (1) 以下の要件を全て満たすこと。

- ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（6）までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。
イ 以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件を満たすこと。
（ア）促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ別表2の区分の欄の1のとおり増加することが確実に見込まれること。
（イ）促進計画に定める目標年度において、担い手農地集約化率が、事業開始時に比べ別表2の区分の欄の2のとおり増加することが確実に見込まれること。
（ウ）1の（2）のウの（ア）及び（イ）の要件を全て満たすこと。
ウ 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。

エ 農地集積促進事業を行う場合にあっては、1の（4）と同様とする。

オ 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、ほ場の整備が図られること。

（2）水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、1の（5）と同様とする。

3 国営流域治水対策型

水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、1の（5）と同様とする。

4 国営事業促進型

農地集積促進事業を行う場合にあっては、国営農地再編整備事業等の農地集積に係る計画の目標年度において担い手農地利用集積率が80パーセント以上となること。

第6 計画の作成

農地整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から促進計画の提出を受けた上で、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知）に定める様式により、令第50条第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「集積促進整備計画」という。）を作成するものとする。

（1）集積促進整備計画

農地整備事業に係る令第50条第3項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

ア 次に掲げる事項が明らかなものであること。

（ア）計画区域の現況

（イ）担い手等の見通し

（ウ）担い手の経営規模の拡大の見通し並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積の内容

イ 第5の1の（2）の要件を満たすことが确实と見込まれるものであること。

（2）促進計画

ア 促進計画は、市町村基本構想に基づき、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領に定める様式により作成するものとする。

イ 促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、基盤整備の内容、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は複数の集落を対象とする。

ウ 促進計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

エ 促進計画の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第 8 の規定について十分な周知を図るものとする。

オ 促進計画の策定に当たっては、次の計画等との整合を図るものとする。

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 4 条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第 8 条に規定する市町村農業振興地域整備計画

(イ) 農業農村整備事業管理計画について（平成 3 年 6 月 24 日付け 3 構改 D 第 400 号構造改善局長通知）に定める事業管理計画

カ 市町村は、促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

(ア) 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

(イ) 集落懇談会の開催

促進計画に関する事項のほか、必要に応じて、事業実施区域の設定に当たり農用地の保全を図る取組（放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）について話し合うこととする。

2 中山間地域型

都道府県知事は、中山間地域型を実施しようとするときは、1 に準じて計画を作成するものとし、この場合、1 の（1）のアのイの「第 5 の 1 の（2）」とあるのは、「第 5 の 2 の（1）のイ」と読み替えるものとする。

3 高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

(1) 高付加価値農業振興計画は、優良農地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。
なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

ア 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし

イ 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入

ウ 農作物の加工を通じた地域特産物の開発

エ その他適当と認められる手法

(2) 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 農業振興の構想

(ア) 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想

(イ) 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響

イ 高付加価値農業形成計画

(ア) 高付加価値農業に関する営農計画

(イ) 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方

(ウ) 農地の権利移動状況

(エ) 各種計画との調整

4 営農環境整備事業に係る計画

(1) 都道府県知事は、営農環境整備事業を行うときは、必要に応じ次の事項に係る計画を定めるものとする。

ア 当該事業の目的

イ 費用負担予定者

ウ 工事計画

エ 費用の総額

オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法

カ 資金計画

(2) (1) の計画を定めるに当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。(1) のオの事項を定める場合にあつては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

5 農業経営高度化計画

都道府県知事は、農業経営高度化支援事業（国営流域治水対策型を除く。）を行うときは、別記様式第3号により、農業経営高度化計画を作成するものとする。

6 水田貯留機能向上計画

事業実施主体は、水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行うときは、事業の実施地区ごとに別記様式第9号により、水田貯留機能向上計画を作成するものとする。

第7 事業の申請等

1 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに提出するものとする。

(1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であつて、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合

(2) 災害又は突発事故が発生した場合であつて、早急に事業を実施しようとする場合

(3) 農地中間管理事業と連携する場合（(1)又は(2)の場合を除く。）

2 1の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、1の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

3 1の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

4 1の(3)の場合においては、事業採択申請書等の提出期限を1月末日とする。

- 5 農地整備事業に係る要綱第7の1の事業採択申請書は別記様式第4号、要綱第7の2の事業採択通知書は別記様式第5号により作成するものとする。

第8 計画の変更等

- 1 都道府県知事は、次に掲げる理由により、経営体育成型及び中山間地域型において、促進計画の変更があった場合又は国営事業促進型において、担い手農地利用集積計画（国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け7構改D第158号農林水産省構造改善局長通知）第13又は国営緊急農地再編整備事業実施要領（平成20年4月1日付け19農振第2057号農林水産省農村振興局長通知）第4の4に定める計画をいう。）の変更があった場合には、その内容を踏まえて、集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第6号により報告するものとする。
 - （1）担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）
 - ア 担い手の追加
 - イ 担い手の交代
 - ウ 担い手の除外
 - （2）事業計画の変更
 - （3）目標年度の変更
 - （4）その他整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農地の流動化計画、経営体育成計画及び農地所有適格法人等育成計画に変更が生じた場合
- 2 事業実施主体は、経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型において、水田貯留機能向上計画の変更があった場合には、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第9号により報告するものとする。

第9 事業の達成状況報告

都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況について報告するものとする。なお、国営流域治水対策型及び国営事業促進型において市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長又は土地改良区は、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

1 促進計画等達成状況報告

- （1）都道府県知事は、農地整備事業の実施に伴う促進計画及び農業経営高度化計画の達成状況報告に当たっては、生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業等）に着手した年度から目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度）までの毎年度その達成状況を調査し、別記様式第7号により翌年度の9月末日までに地方農政局長等に行うものとする。
- （2）農地整備事業のうち経営体育成型（第5の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（第5の2の（1）のイの（ウ）の要件に

より採択された事業実施地区を除く。)を実施する場合には、都道府県知事は、開始年度を含めて3年度目以降促進計画の目標年度まで、促進計画の担い手への農地の集積又は集約化に係る達成状況について審査を行い、その結果を、審査を行う年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(3) (2) の審査の結果、促進計画の達成状況に関して、達成率が70パーセントに達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、(2) の審査を行う年度の翌年度の9月末までに地方農政局長等に報告するものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3) の報告において促進計画の達成率が50パーセントに達しない場合には、都道府県知事に対して、農地整備事業の実施方針の検討を指示するものとする。また、農村振興局長は、地方農政局長等の報告を踏まえ、補助金交付の方針を決定するものとする。

(5) 都道府県知事は、地方農政局長等から(4) の指示を受けた場合には、農地整備事業の実施方針を決定し、地方農政局長等に報告するものとする。なお、実施方針の策定に当たっては、都道府県知事は、学識経験者等の第三者の知見を活用すること等により、事業の効果的かつ適正な執行の確保を図るものとする。

(6) 地方農政局長等は、(5) の報告について、関係部課長をもって構成する審査委員会を設置し評価を行い、その結果、促進計画の達成が困難と見込まれる場合にあっては、当該農地整備事業について、当該年度の次年度以降の補助金を充当できないものとする。

この場合、地方農政局長等は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(7) (3) 及び(4) の達成率の低い理由が、自然災害等の不可抗力によると地方農政局長等が判断した場合は、前3項の規定に基づく措置をとることを要しない。

(8) その他地方農政局長等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でないと認められるときは、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

(9) 都道府県知事は、(8) の指導を受けた場合には、目標の達成に向けて、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、指導を受けた年度の翌年度の9月までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 農地所有適格法人等経営状況評価報告

農地整備事業のうち第5の1の(2)のウ又は第5の2の(1)のイの(ウ)の要件を満たした事業を実施する場合には、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降5年間、促進計画を踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、翌年度の6月末日までに、別記様式第8号により地方農政局長等に報告するものとする。

3 水田貯留機能向上計画達成状況報告

(1) 農地整備事業のうち経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型の水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を実施する地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び第6の6に示す水田貯留機能向上計画に位置付けられた目標年度に、水田貯留機能向上の取組の実施状況を調査

し、翌年度の6月末日までに、別記様式第10号により地方農政局長等に報告するものとする。

- (2)(1)の結果、水田貯留機能向上の取組が十分でない場合には、地方農政局長等は、事業の実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

第10 助成

- 1 農地整備事業に係る要綱第8の経費とは、別記に掲げる費用とし、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、次に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。
 - (1) 農業近代化施設用地
 - (2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地
 - (3) 集落移転用地
- 2 別記に規定する換地費には、確定測量費を含むものとする。
- 3 高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 4 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、5に規定する助成の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 5 4に掲げる高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業並びに9に掲げる水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に事業の実施年数を乗じた額とする。
 - (1) 60ヘクタール未満の場合にあつては、1,500千円
 - (2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあつては、2,000千円
 - (3) 200ヘクタール以上の場合にあつては、4,000千円
- 6 農地集積促進事業の助成の限度額は以下のとおりとする。
 - (1) 経営体育成型及び中山間地域型において実施する農地集積促進事業にあつては、生産基盤整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄1に示す助成割合を乗じた額とする。
 - (2) 国営事業促進型において実施する農地集積促進事業にあつては、国営農地再編整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄の2に示す助成割合を乗じた額とする。
- 7 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 8 水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成は、それぞれ5の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 9 水田貯留機能向上推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

- 10 水田貯留機能向上推進事業の助成単価は、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計を補助事業者に助成するものとする。
- （１）畦畔の整備にあつては、別紙５別表２の（７）のイに規定する単価とする。
 - （２）排水口の整備にあつては、別紙５別表２の（７）のウに規定する単価とする。
 - （３）排水路の整備にあつては、別紙５別表２の（７）のアに規定する単価とする。
 - （４）暗渠排水にあつては、別紙５別表２の（２）に規定する単価とする。
 - （５）湧水処理にあつては、別紙５別表２の（３）に規定する単価とする。
 - （６）特認事業にあつては、別紙５別表２の（７）のエに規定する単価とする。

第 11 その他

- 1 別表１の区分の欄の２から４までの事業（２（３）の事業を除く。）は、法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。
- 2 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であつて、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条第 5 号に掲げる公共施設に当たる。
- 3 第 10 の 7 及び 8 の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業等の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業及び水田貯留機能向上推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。
- 4 事業の計画に当たっては、事業実施主体は、自動走行農機等に対応した農地整備の手引き（令和 2 年 2 月農林水産省策定）等を活用しながら、地域での話し合いを促しつつ、可能な限り省力化が図られるように努めるものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。
- 6 中山間地域等直接支払交付金の実施地域において本事業を行う場合は、集落戦略（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2 の（１）のアの（オ）の「集落戦略」をいう。）が策定されている（見込みを含む。）こと。

別 記

- 1 工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）
 - ア 純工事費
 - イ 測量設計費
 - ウ 用地費及び補償費
 - エ 船舶機械器具費

才 全体実施設計費

力 換地費

2 促進費

3 調査・調整費

別表 1 (事業内容)

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 区画整理事業 (4) 農用地造成 (5) 暗渠排水事業 (6) 客土事業 (7) 除礫	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農地等の区画形質の変更 農地の造成 農地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工 農地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等 除礫	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 交換分合 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 (5) 埋蔵文化財調査事業	土壌改良資材の投入等 事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業 農地等の交換分合 障害物の除去、除礫、深耕、整地、農産物被害防止施設の設置等 事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業	
3 営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 農業集落排水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 農業集落環境管理施設整備事業 (5) 用地整備事業 (6) 環境整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に係る農業集落道の整備 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備 農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備 区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備 親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備	

	(7) 生態系保全空間整備事業 (8) 営農用水施設 (9) 農作業準備休憩施設 (10) 地域資源利活用基盤	多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備 農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの 農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備 地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備	
4 農業経営高度化支援事業	(1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (2) 農地集積促進事業 (3) 耕地利用高度化推進事業 (4) 水田貯留機能向上支援事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (5) 水田貯留機能向上推進事業	土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 担い手への農地の集積・集約化に向けた促進支援 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査 水田貯留機能向上の取組を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備	経営体育成型及び中山間地域型に限る 経営体育成型及び中山間地域型に限る 経営体育成型、中山間地域型及び国営事業促進型に限る 経営体育成型及び中山間地域型に限る 経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型に限る 経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型に限る 経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型に限る
5 特認事業	特認事業	地方農政局長等が特に認める事業	

別表 2（採択要件）

区 分	現 況	基 準	要 件
1 集積率要件	80 パーセント（※）未満	80 パーセント（※）以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実に見込まれること
	80 パーセント（※）以上 90 パーセント未満	5 パーセントポイント以上増加すること	
	90 パーセント以上 95 パーセント未満	95 パーセント以上となること	
	95 パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	
2 集約化率要件	23 パーセント未満	30 パーセント以上となること	担い手農地集約化率が左記のように増加することが確実に見込まれること
	23 パーセント以上 35 パーセント未満	7 パーセントポイント以上増加すること	
	35 パーセント以上 38.5 パーセント未満	42 パーセント以上となること	
	38.5 パーセント以上 63 パーセント未満	3.5 パーセントポイント以上増加すること	
	63 パーセント以上 66.5 パーセント未満	66.5 パーセント以上となること	
	66.5 パーセント以上	担い手への集約化が図られること	

※当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙 2 に規定する畑作物）を作付ける畑地を合わせた面積の割合がおおむね 8 割以上ではない場合は、50 パーセントとする。

別表 3（助成）

区 分	基 準	助 成 割 合	
	担い手農地利用集積率	基 本	集約化加算
1 経営体育成型 中山間地域型 農地集積促進事業	55 パーセント以上 65 パーセント未満	0.055	0.065
	65 パーセント以上 75 パーセント未満	0.065	0.085
	75 パーセント以上 85 パーセント未満	0.075	0.105
	85 パーセント以上	0.085	0.125
2 国営事業促進型 農地集積促進事業	80 パーセント以上 85 パーセント未満	0.019	0.027
	85 パーセント以上	0.022	0.032

※ 集約化加算：担い手の経営等農用地面積の 80 パーセント以上を集約化する場合

別記様式第 1 号

集約化を進める基本的な方針

都道府県		市町村名	
1. 集約化の実施に関する基本的な事項	農用地の集約化をめぐる現状の分析		
	本事業を実施する意義及び本事業により目指す方向		
	集約化に関する目標		
2. 集約化を進める区域	集約化促進区域（面積）	(ha)	
		(ha)	
3. 集約化の推進体制に関する事項			
4. 農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項			

注 1：「集約化を進める区域」は、大字単位とする。

注 2：「集約化の推進体制に関する事項」は、当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第 2 章の 8. 推進整備体制計画に示す部会（推進組織）等も含めた推進体制について記載する。

注 3：「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は、本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。

〇〇地区農用地集積加速化整備構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	・ 地区名： ・ 所在地： ・ 地区面積：
2. 事業実施区域における農用地の現況及び問題点	・ 地区農用地の現状及び課題 ・ 整備状況（前歴事業等）
3. 地域における農業の振興方向	・ 作付作物、土地利用体系、作業体系等
4. 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容	・ 地区設定理由 ・ 全体整備量 ・ 全体整備（受益）面積 ・ 営農区設定の基本的考え方及び営農区数 ・ 整備による効果 ・ 全営農区面積 ・ 担い手への集約化率の増加見込み
5. 各営農区の概要	
① 〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：
② 〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：

〇〇地区農用地集積加速化整備構想	
事 項	内 容
6. 営農区の営農活動等方針	・ 農業の生産性の向上方針： ・ 担い手育成・確保方針： ・ 農業生産活動方針：
7. 農地集積加速化整備構想図	別に添付すること。（図面スケール：1/25,000 又は 1/50,000） また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。 ① 前歴事業の地区範囲 ② 地区範囲、営農区範囲 ③ 各営農区の整備内容 ④ 各営農区の整備目的（営農構想を踏まえたもの） ・ 〇〇事業（交付金）のうち農地整備事業【経営体育成型】（〇〇地区） 絵を入れる。
8. その他	別紙1の第2の5に従い1ha（北海道にあっては3ha）を超えるまとまりをもって集約化要件とした場合、次の事項を記載する。 ① 都道府県知事が認めた集約化要件 ② ①を認めた理由及び概要

別記様式第3号

農業経営高度化計画

1. 生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業等）の概要

[illegible]

2. 農業経営高度化支援事業の概要

(1) 全体計画

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1:「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注2：計画の内容は、地域の実情を勘案し、担い手への農地の利用集積の促進に資するものとする。

（２）担い手への農地集積・集約化計画

[illegible]

別記様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農業競爭力強化農地整備事業（農地整備事業）採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）第 7 の 1 の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 農業競争力強化基盤整備計画
3. その他
- 〔4. 費用負担者の同意書〕
- 〔5. 施設の管理者の同意書〕

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

注1：〔 〕は、土地改良事業に該当しない営農環境整備事業を実施する場合に添付する。

注2：別紙1の第3の4の国営事業促進型を実施する地区にあつては、添付資料を1. 事業計画概要書及び3. その他
のみとすることができる。

別記様式第5号

番 号
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

1. 農地整備事業計画概要書
2. 基盤整備関連経営体育成等促進計画書
3. 農用地利用集積促進土地改良整備計画書

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積 (区画整理面積)	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

別記様式第 7 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農業経営高度化計画
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 9 の 1 の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

（1）生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあつては、国営農地再編整備事業等）の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

受益面積 (ha)	うち区画整理 (ha)	○年度まで 区画整理累計面積 (ha)	進捗率 (区画整理面積ベース) (%)	○年度の主な工事内容
総事業費 (百万円)	○年度事業費 (百万円)	○年度まで 累計事業費 (百万円)	進捗率 (事業費ベース) (%)	

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援事業の内容	備考

注：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

（２）農業経営高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注１：農業経営高度化支援事業（水田貯留機能向上支援事業及び水田貯留機能向上推進事業を除く。）を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。
 注２：「事業名」は、要領別紙１別表１の区分の欄の４の事業種類の欄の事業名を記入する。
 注３：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

（１）農地利用集積（又は農地集約化）の実績

（要領別紙１第５の１の（２）のＡ（２の（１）のイの（ア）含む。以下同じ。）により採択された場合）
 ア 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 利用集積 面積 B = C + D + E (ha)	担い手の 所有面積 C (ha)	担い手の 使用収益権 面積 D (ha)	担い手の 基幹３作業 受託面積 E (ha)	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 B/A (%)	達成率 (%)	達成 状況 (評価)
事業実施前								
１年度目								
２年度目								
３年度目								
４年度目								
５年度目								
計画	()	()	()	()	()	()		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注１：達成率と達成状況は、開始年度を含めて３年度目以降促進計画の目標年度までの地区において記入する。
 注２：注１の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

(要領別紙1第5の1の(2)のイ(2の(1)のイの(イ)含む。以下同じ。)により採択された場合)
ア 担い手への農用地集約化の実績

区分	農用地面積	担い手の 集約化面積	担い手の 所有面積 のうち 集約化面積	担い手の 使用収益権 面積のうち 集約化面積	担い手の 基幹3作業 受託面積 のうち 集約化面積	農用地面積に 占める担い手の 集約化率	達成率	達成 状況 (評価)
	A (ha)	B = C + D + E (ha)	C (ha)	D (ha)	E (ha)	B / A (%)	(%)	
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画	()	()	()	()	()	()		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：達成率と達成状況は、開始年度を含めて3年度目以降促進計画の目標年度までの地区において記入する。

注2：注1の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

(要領別紙1第5の1の(2)のウ(2の(1)のイの(ウ)含む。以下同じ。)により採択された場合)
ア 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積	農地所有 適格法人等の 利用集積面積	農地所有 適格法人等の 所有面積	農地所有 適格法人等の 使用収益権面積	農地所有 適格法人等の 基幹3作業 受託面積	農用地面積に 占める 農地所有 適格法人等の 利用集積率
	A (ha)	B = C + D + E (ha)	C (ha)	D (ha)	E (ha)	B / A (%)
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

計画 上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注：要領別紙1第5の1の(2)のウに該当する農地所有適格法人等について記載する。

(ア) 担い手への農地集積・集約化の実績

計画 上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

農地集積促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、次の工事工程計画を作成する。

**令和〇〇年度
工事工程計画**

事業名	〇〇事業	
地区名	〇〇地区	
工期	R〇〇～R〇〇	
市町村	〇〇町	
事業主体名	〇〇土地改良区	
受益面積	〇〇.〇 ha	
総事業費 (千円)	〇,〇〇〇,〇〇〇	
補助率	〇〇 %	
中心経営体 集積率 (%)	〇〇.〇 %	
助成割合 (限度額)	〇.〇 %	
交付限度額 (事業費)	〇〇〇,〇〇〇 千円	
面工事面積	全体面積	〇〇 ha
	うち夏期 施工面積	〇〇 ha

〇〇事業 〇〇地区 計画概要図

(2) 農地利用集積（又は農地集約化）方法

(要領別紙1第5の1の(2)のAにより採択された場合)

権利等の種類	担 手 区 分													
	認定農業者				認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		今後育成すべき農業者		計	
	人数	集積面積 (ha)	人数	集積面積 (ha)	組織数	集積面積 (ha)	人数	集積面積 (ha)	人数等	集積面積 (ha)	人数等	集積面積 (ha)		
自己所有地														
賃貸権設定														
経営受託														
基幹作業受託														
計														

注1：担い手の区分欄については、要領別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(要領別紙1第5の1の(2)のイにより採択された場合)

権利等の種類	担 手 区 分											
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		今後育成すべき農業者		計	
	人数	集約化面積(ha)	人数	集約化面積(ha)	組織数	集約化面積(ha)	人数	集約化面積(ha)	人数等	集約化面積(ha)	人数等	集約化面積(ha)
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手の区分欄については、要領別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(要領別紙1第5の1の(2)のウにより採択された場合)

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織		計	
	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：農地所有適格法人等①には要領別紙1第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 担い手育成の実績

(要領別紙1第5の1の(2)のア又はイにより採択された場合)

区分	認定農業者	認定新規就農者	集落営農組織	市町村基本構想水準到達者	今後育成すべき農業者
	人数	人数	組織数	人数	人数等
事業実施前					
1年度目					
2年度目					
3年度目					
4年度目					
5年度目					
計画	()	()	()	()	
実績 (〇〇年度まで)					

計画 上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

(要領別紙1第5の1の(2)のウにより採択された場合)

区分	個別農業者 (人)	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
実績 (〇年度まで)						

計画 上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：農地所有適格法人等①には要領別紙1第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：農業経営高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(4) 作付実績（生産基盤整備事業が完了した地区において記入する。）

ア 計画に対する作付状況

作物		作付面積 (ha)							計画と事業後の比較		
		事業前 ①	事業計画 ②	事業後 ③					事業後と計画 の差 (ha) ④=③-②	乖離率 (%) ④/②	乖離の要因 (±30%を超える場合)
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目			
水稻	主食用米										
	飼料用米										
	WCS 用稲										
	加工用米										
	米粉用米										
	その他水稻										
土地利用型作物	小麦										
	大麦・はだか麦										
	大豆										
	小計										
高収益作物											
	小計										
その他											
	小計										
作付準備地（緑肥等）											
計											

※土地利用型作物：小麦、大麦・はだか麦、大豆、そば、なたね、子実用とうもろこし、かんしょ（でんぷん用）、ばれいしょ（でんぷん用）、飼料作物等

※高収益作物：野菜、果樹、花き、茶など、主食用米（備蓄用米を含む。）並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳ第 1 の 1（2）の畑作物の直接支払交付金、Ⅳ第 2 の 1（6）①の戦略作物助成及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 2 条の対象作物以外の作物であって、主食用米よりも面積当たりの収益性の高いもの

イ 汎用田における作付予定

事業完了後、汎用田において水稻のみ を作付けている面積 (ha)	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目

当該汎用田の今後の作付予定

(要領別紙1第5の1の(2)のウにより採択された場合)

3 農地所有適格法人等の状況

(1) 農地所有適格法人等の経営状況

農地所有 適格法人 等の名称	経営面積 (ha)	うち 地区内	農地所有 適格法人 となった日 (予定含む)	特定 農業法人 となった日 (予定含む)	認定農業者 認定日 (予定含む)	経営所得 安定対策 加入経営体 となった日 (予定含む)	構成員数 (人)	常時 従事者数 (人)	経営方針
〇〇法人									
△△法人									
××法人									

法人区分			〇〇法人	△△法人	××法人	
経営面積 (ha)	田					
	畑					
	採草放牧地					
法人形態						
事業の 種類	農畜産物名					
	関連事業等名					
	その他事業名					
売上高 (円)	農業	前々年度報告				
		前年度報告				
		報 告				
		合 計				
	その他事業	前々年度報告				
		前年度報告				
		報 告				
		合 計				
構成員数	総 数					
	農地提供者①					
	農業常時従事者②					
	農地保有合理化法人③					
	市町村・農協等④					
	承認会社⑤					
	議決権の状況(うち市町村・農協 系統の有するもの)					
	法人と取引関係等にある者⑥					
業務執行 役員数	総 数					
	農業に常時従事する構成員数					
	うち農作業に 従事する者数					
備 考						

注1：要領別紙1第5の1の(2)のウに該当する農地所有適格法人等のみを記載対象とする。

注2：農地所有適格法人等が設立された次年度から目標年度まで記載する。

(2) 農地所有適格法人等育成の取組状況

年度	実施時期	実施主体	対象者	目的	実施する又は実施した事項（内容）
【事業開始時】 1年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
2年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
3年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
4年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
5年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
【完了時】 6年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
【完了後】 完了後 1年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 2年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 3年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 4年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 5年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				

注1：農地所有適格法人等が複数設立された場合は、当該法人ごとに作成する。

注2：要領別紙1別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の(1)の高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、高度土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。

注3：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。

4 所見及び改善措置等

--

別記様式第 8 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事名

農地所有適格法人等経営状況評価報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 9 の 2 の規定に基づき、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
			ha	百万円	

2 農地所有適格法人等の概要

農地所有 適格法人等名 (法人形態)	農地所有 適格法人 になった日	特定農業法人 になった日	認定農業者 になった日	経営所得 安定対策 加入経営体 になった日					
()									
経営面積		営農状況			構成員数		常時従事者数		
	うち地区内	作 目	作付面積	生産量		構成戸数			
田：									
ha	ha							ha	kg
畑：								ha	kg
ha	ha								
その他：			ha	kg					
ha	ha								

3 農地所有適格法人等の経営方針について

経営方針	
経営方針に対する評価	

4 農地所有適格法人等の経営状況について

事業種類	売 上 高		常時従事者 1人当たり所得
	農 業	その他	
農畜産物名	円	円	円
関連事業等名			
その他事業名			
経営状況に対する評価			

5 農地所有適格法人等の地域振興に関する取組について

取組内容	
取組に対する評価	

6 農地所有適格法人等の今後の取組方針について

今後の 取組方針	経営	
	地域振興	
取組方針に対する評価		

7 特記事項（事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

--

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名

●●地区における水田貯留機能向上計画

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 6 の 6 の規定に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定しましたので報告します。

記

1 水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図（別添）

2 水田貯留機能向上計画の内容

（1）一体的に実施する生産基盤整備事業等の地区名（事業名）

--

（2）水田貯留機能の向上のための取組・整備内容

事業名	事業実施 主体	事業実施 期間	実施内容等	総事業費 (千円)	備考

事業実施主体名	生産基盤整備 事業等の 地区面積 (ha)	地区内の取組面積 (ha)		地区外への取組面積 (ha)	
		現況	目標年度 (令和〇年)	現況	目標年度 (令和〇年)

(別添)

水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図

生産基盤整備事業等の地区名（事業名）：



別記様式第 10 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

水田貯留機能向上計画達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 9 の 3 の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

（1）生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 （百万円）	受益面積 （ha）	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

（2）水田貯留機能向上推進事業、水田貯留機能向上支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	実施内容等	総事業費 （千円）	備考

注 1：「事業名」は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 別表の区分の欄の 4 の事業種類の欄の事業名を記入する。

注 2：「実施内容等」は、実施時期及び実施内容を具体的に記入する。

2 水田貯留機能向上に向けた取組状況の報告

事業実施主体名	生産基盤整備 事業等の 地区面積（ha）	地区内の取組面積（ha）			地区外の実取組面積（ha）		
		実施前	目標年度 （令和〇年）	〇〇年度まで （割合％）	実施前	目標年度 （令和〇年）	〇〇年度まで （割合％）
			（ ）	（ ）		（ ）	（ ）
			（ ）	（ ）		（ ）	（ ）
			（ ）	（ ）		（ ）	（ ）

（ ）：取組の目標年度、地区における取組面積割合を記載

別紙 2（実施計画等策定事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領第 2 の 2 に掲げる実施計画等策定事業に係る運用については、要綱、要領本文及び経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成 6 年 6 月 23 日付け 6 構改 B 第 637 号農林水産省構造改善局長通知。以下「調整要領」という。）によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業の内容

1 実施計画策定事業

要綱第 2 の 1 の農地整備事業又は水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知）の別紙 2 の第 2 の 1 の畑地帯総合整備型及び 2 の畑地帯総合整備中山間地域型（以下「農地整備事業等」という。）地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業

2 経営体育成促進換地等調整事業

農地整備事業等の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成するために、調整要領の 4 に掲げる業務を行う事業

第 3 事業の対象地区

1 実施計画策定

実施計画の対象地区は、農地整備事業等の実施が予定されている地区とする。

2 経営体育成促進換地等調整

経営体育成促進換地等調整の対象地区は、農地整備事業等が行われる予定の地区（当該事業の施行に係る地域を数区に分ける場合にあっては、当該区を含む。）であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。ただし、調整要領の 4 の（15）の業務については、当該農地整備事業等を実施中の地区とする。

第 4 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他知事が適当と認める者とする。

第 5 実施時期

1 実施計画策定

実施計画の策定期間は、次の（1）から（4）までのいずれかとする。

（1）1 年（担い手への農地利用集積率が 80 パーセント以上となることが確実に見

込まれる地区の場合にあつては、2年）以内とする。

- (2) 中山間地域（別紙1第2の4に規定する中山間地域をいう。以下同じ。）、水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。）の策定地域又は輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。）策定地域における地区の場合にあつては4年以内とする。
 - (3) スマート農業（ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画（別添4）を作成した地区又は連携保全計画（土地改良法第57条の11第1項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。）に別添4の内容が記載されている地区の場合にあつては4年以内とする。
 - (4) 次に掲げる整備の全て（中山間地域にあつては、次に掲げる整備のいずれかを予定しており、省力化整備計画（別添5）を作成した地区又は連携管理保全計画に別添5の内容が記載されている地区（（3）の場合を除く。）の場合にあつては2年以内とする。
 - ア 2ヘクタール以上（北海道にあつては3ヘクタール以上）の区画（隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により2ヘクタール以上（北海道にあつては3ヘクタール以上）となる区画を含む。）の整備
 - イ 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備
- 2 経営体育成促進換地等調整
- 経営体育成促進換地等調整の実施時期は、調整要領の5で定めるとおりとする。

第6 事業の申請等

- 1 都道府県知事は、第2の事業を実施しようとするときは、採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第1号による実施計画等策定事業採択申請書（別紙2において「申請書」という。）を地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の規定により提出された申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に別記様式第2号による実施計画等策定事業採択通知書を交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、第2の2の経営体育成促進換地等調整事業が採択された場合、事業実施主体に採択の決定を通知するものとする。
- 4 都道府県知事は、第2の事業の実施後に農地整備事業等から別の事業の実施を行おうとする場合又は農地整備事業等の実施を行わない場合は地方農政局長等に協議するものとする。

第 7 助成

実施計画等策定事業に係る要綱第 8 の経費とは、別記に掲げる費用とする。

別 記

- 1 調査旅費
- 2 諸謝金
- 3 補償費
- 4 請負費
- 5 委託費
- 6 賃金

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長
沖縄にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙 2 の第 6 の 1 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1. 実施計画等策定地区一覧表（別添 1 のとおり）
- 2. 実施計画策定地区概要書（別添 2 のとおり）
- 3. 経営体育成促進換地等調整調書（別添 3 のとおり）
- 4. スマート農業導入推進計画（別添 4 のとおり）
（連携管理保全計画に別添 4 の記載がある地区については、該当箇所の写し）
- 5. 省力化整備計画（別添 5 のとおり）
（連携管理保全計画に別添 5 の記載がある地区については、該当箇所の写し）

(別添 1)

実施計画等策定地区一覧表

名 称	都道 府県名	地区名	所在地	調査費 及び事業費 (千円)	備 考
実施計画策定					
経営体育成 促進換地等 調整					

(別添 2)

実施計画策定地区概要書

実施年度		都道府県名		営 農 計 画 構 想				
地 区 名		計画主体						
所 在 地								
調査目的								
地域の現況								
調 査 項 目 及 び 調 査 費	調査項目	数量	調 査 費 (千円)				事 業 計 画 構 想	
			国 費	都道府県費	市町村費	計		
	1 年度							
	2 年度							
	3 年度							
	4 年度							
	合 計							

- (注) 1 本事業を単年度で実施する場合は「1 年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度欄にそれぞれの調査項目を記載する。
- 2 第 5 の 1 (1) によって本事業を 2 ヶ年にわたって実施する場合は、担い手への農地利用集積率が確認できる資料（地域計画等）を添付すること。
- 3 第 5 の 1 (2) によって本事業を中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域又は輸出事業計画の策定地域に位置する地区において実施する場合は、そのことが確認できる資料を添付すること。
- 4 第 5 の 1 (3) によって本事業においてスマート農業を実施する地区の場合は、別添 4 を添付すること。
- 5 調査費の積算の基礎資料を添付すること。
- 6 実施計画策定の予定範囲、事業計画構想が把握できる概要図を添付すること。

(別添 3)

経営体育成促進換地等調整調書

都 道 府 県 名	地 区 名	所 在	事業対象 面 積	実 施 年 度	実 施 機 関 名	土地改良 換地土の 有無	実施計画 着手年度	業 務 項 目			
								1 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度
			ha								
換地を伴う農地整備事業等の内容（予定）											
事業計画 樹立年度	着 工	完 工	地区面積	関 係 農家数	事 業 主 体 名	事業名		備 考			
			ha								

- (注) 1 「業務項目」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知）4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度の欄にそれぞれ記載する。
- 2 地形図等を用い、各地区の実施予定地域を赤線で囲み、地区名及び地積を書き添えた図面を添付すること。なお、換地を伴う農地整備事業等の予定地域と相違する場合は、その地域を青線で囲むこと。

(別添 4)

スマート農業導入推進計画

地 区 名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6 法指定地域等		
自動走行農機等の導入を推進するための基盤整備（実施予定）の内容					
（例）事業実施予定区域〇〇haにおいて、標準区画〇〇haに大区画化し、また用排水路のパイプライン化とほ場内耕作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤に整備する。また、各ほ場へターン農道を設置する。		大区画化	有 or 無		
		ターン農道の整備	有 or 無		
		用排水路パイプライン化	有 or 無		
		その他	（記述）		
導入予定の省力化技術の概要					
参考資料等があれば添付					
（例）本事業で大区画化、ターン農道の設置等を行った後、〇〇事業で事業実施区域内の〇〇ha（予定）を対象にG N S S基地局を設置し、耕起や田植作業等に向けトラクタへ自動操舵システムを〇基導入する予定。					
（例）本事業で大区画化を行った後、〇〇事業で事業実施区域内の〇〇ha（予定）を対象にほ場水管理システムを導入し、スマートフォン等で水田の水位、水温の確認及び水管理の遠隔操作・自動給水等を行う予定。					
導入する 省力化技術	導入予定 面積	導入予 定数	割合	活用農家予 定数	管理体制（予定）
（例）自動操舵	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	全基、〇〇改良区が所有・管理
〇〇〇	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	各農家で所有・管理
見込まれる効果					
（例）高収益作物の導入		（例）スマート農業を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物（トマト）を令和〇年度までに〇haで実施予定。			
（例）スマート農業を活用した更なる集積・集約の促進、6次産業化の取組、農産物のブランド化の取組 等					

(別添 5)

省力化整備計画

地 区 名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6 法指定地域等		
現状の営農や維持管理上の課題					
(例)・現況の区画が 10a 程度であり、担い手に集積し生産コストを低減するに当たり、大型機械が進入できないことや作業効率が悪いことが課題。 (例)・事業実施予定区域〇〇ha において、傾斜が 1/40 程度あり、担い手に集積するに当たって畦畔法面や水路法面の草刈り労力が課題。					
予定する省力化整備の内容					
参考資料等があれば添付 (例) 本事業で 2ha 以上の大区画化、ターン農道の設置等を行った後、大型機械を導入するとともに、直播栽培を実施する予定。 (例) 本事業で幅広畦畔を設置し、トラクターによる除草作業の機械化を行うとともに、排水路の暗渠化を行い、草刈り労力を軽減する予定。					
導入する機械	導入予定面積	導入予定数	割合	活用農家予定数	管理体制（予定）
(例) 大型トラクタ	〇〇ha	〇台	〇台/20ha	〇戸	各農家で所有・管理
(例) アーム式モア	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	全基、〇〇改良区が所有・管理
見込まれる効果					
(例) 担い手集積による地域計画の実現		(例) 農地の区画拡大による効率化、草刈り等の労力削減により、現況の担い手集積率●%から地域計画で目指すこととしている●%まで担い手に集積する予定。			
(例) 高収益作物の導入		(例) 大型機械を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物（トマト）を令和〇年度までに〇ha で実施予定。			

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

実施計画等策定事業採択通知書

(北海道の場合は、国土交通省北海道開発局長経由)
都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり
実施計画等策定事業実施地区として採択したので通知する。

記

実施計画等策定地区一覧表（別添のとおり）

(別添)

実施計画等策定地区一覧表

名 称	都道 府県名	地区名	所在地	調査費 及び事業費 (千円)	備 考
実施計画策定					
経営体育成 促進換地等 調整					